

3月末か4月初めに判決(決定)が出ます

判決を前にして3・16集会

— 大飯原発運転差し止め仮処分裁判に勝利しよう —

昨年3月12日、福島原発事故から1年にして提訴しました。福井、関西、岐阜から262名が関西電力を相手取り、大阪地方裁判所に大飯原発3・4号の運転停止を求めた仮処分裁判です。審尋(法廷)は関電の裁判引き延ばしで8回を重ね、今年1月29日に結審しました。提訴から約1年で判決を迎えることになりました。

大飯原発の再稼働は、「4閣僚の政治判断」や野田総理の「私の責任」で強行されました。福島原発事故の原因も明らかにならない内に、新たな安全基準もない中で、安全性の判断を示すことなく、唯一大飯原発3・4号だけが再稼働されました。原子力規制委員会が発足してからも、稼働中の大飯原発の安全性については「監視をしている」というだけで、安全性判断は今なお示されていません。そのような中で、この仮処分裁判で初めて判断が出ます。

裁判の争点は、活断層の3連動のときに制御棒が基準値2.2秒以内に挿入できるかです。裁判長自らがここに焦点を絞りました。そして敷地内の破砕帯が活断層の可能性があるという問題もあります。昨年11月28日の第7回審尋で裁判長が交代となりましたが、争点は引き継がれました。原子力規制委員会の断層調査は継続中ですが、その結論を待つことなく判決(仮処分の場合は「決定」という)が出ることになりました。「地震のときは基準値2.2秒は適用されない」等関電の安全性をないがしろにした、その場しのぎのでたらめな主張に対して、原告は申立書と9つの主張書面、168の書証を出して徹底的に批判してきました。私たちは勝訴を確信しています。

集会では、判決を前にして改めて裁判の意義と内容について確認し、勝利の意思を打ち固めましょう。さらに、署名や学習座談会、政府交渉、自治体への申し入れ、おおい町での戸別訪問等々の法廷内外の活動をふりかえる中から、この間の活動の意義を確認し、新たな再稼働反対の出発点としていきましょう。原子力防災計画の矛盾点をついた福井・関西各地の活発な活動を交流します。福井からは原告の石地さんを迎え、地元の状況などについて話してもらいます。

ぜひ、集会にご参加ください。

集会内容(予定)

- 弁護団からのあいさつ
- 仮処分裁判の争点と到達点
- 約1年間の法廷内外の活動をふりかえって
- 福井からのアピール(石地優さん)
- 再稼働を止めるための各地の活動の交流
原子力防災計画に関する自治体交渉など

日時: 3月16日(土) 13:30~16:45

場所: エルおおさか 6階 大会議室
地下鉄谷町線・京阪「天満橋」 歩5分

参加費: 一般500円/大学生以下300円
(カンパ歓迎です)

主催: おおい原発とめよう裁判の会

★3月13日(水) 第4回国相手の裁判 傍聴にご参加ください

大阪地裁大法廷202号は100名の傍聴が可能です。事前の申し込み等は必要ありません。

14:00~14:30 法廷 202号室 終了後、進行協議(弁護団と原告若干名)

14:50~16:20 報告会 トーコーシティホテル梅田(地下鉄南森町駅2番出口すぐ)

おおい原発止めよう裁判の会 (連絡先: 美浜の会気付け)

大阪市北区西天満4-3-3 星光ビル3階 TEL:06-6367-6580 FAX:06-6367-6581

2013.2.25